

官報 号外

昭和五十三年六月十四日

○第八十四回 参議院會議録第二十五号

昭和五十三年六月十四日(水曜日)

午後二時三十分開議

○議事日程 第二十五号

昭和五十三年六月十四日

午前十時開議

第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第二 国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 国有林野事業改善特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第五 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案(第八十回国会内閣提出、第八十四回国会衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、議長不信任決議案(上田耕一郎君外一名発議(委員会審査省略要求事件))

以下 議事日程のとおり

○副議長(加瀬完吾) これより会議を開きます。

上田耕一郎君外一名から、委員会審査省略要求

昭和五十三年六月十四日 参議院會議録第二十五号 議事日程追加の件 議長不信任決議案

書を付して、

議長不信任決議案が提出されました。

お諮りいたします。

議長不信任決議案は、発議者要求のとおり、委員会審査を省略し、日程に追加して、これを議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(加瀬完吾) 御異議ないと認めます。

(発言する者多し) よって、本案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。上田耕一郎君。(発言する者多し)

議長不信任決議案

右の議案を決議する。

昭和五十三年六月十四日

賛成者

上田耕一郎

市川 正一

神谷信之助

香取タケ子

佐藤 昭夫

立木 洋

橋本 敦

安武 洋子

渡辺 武

喜屋武真榮

市川 房枝

小笠原貞子

河田 賢治

小巻 敏雄

下田 京子

内藤 功

宮本 顯治

山中 郁子

青島 幸男

下村 泰

山田 勇

参議院議長 安井 謙殿

議長不信任決議

本院は、議長安井謙君を信任しない。

右決議する。

理由

一、本院議長安井謙君は、「日韓大陸だな協定関連法案」の審議中、商工委員会で突如行われた自民党、民社党による国会の民主的運営をふみにじる不当な質疑打ち切りの強行「採決」の暴挙にたいし「十三日、一日だけの審議で議了」という驚くべき内容の「あつせん」を行い、事実上「質疑打ち切り」を承認し、この暴挙に手を貸した。

一、この関連法案は、わが国の主権的権利下にあらることが明白な地域において、メジャーの主導のもとに韓国との共同開発を行い、韓国の法律の適用まで許すなど、わが国の主権と利益を著しく損う法案であり、法案自体の問題点とともに協定の成立の経過、竹島問題、韓国政府による単独開発の脅迫、メジャーとの関係、海洋法会議との関係など、なお解明すべき幾多の重大問題が山積している。安井謙君が、徹底審議の要求を無視して、質疑打ち切りを手を貸したことは、本法の成立によつて日韓大陸だな協定の批准を強行しようとする政府、自民党の党略的意図に協力するものであつて、国民にたいする国会の責任を議長自ら放棄するものと言わざるをえない。

一、また、議会運営の正常化にあつては全会派の意見を公正機敏に徴するものが当然であるにもかかわらず、第二院クラブにたいしては作成段階で全く意見聴取が行われていないなど小会派無視の行為は参議院改革に逆行する暴挙である。

一、安井謙君の以上の行為は、国民が期待する参議院の民主的改革的課題に逆行し、議会制民主主義を乱暴にじゆうりんするものであり、同君が公正であるべき参議院議長に任に不適さないことを示したものである。

これが不信任決議案提出の理由である。

「上田耕一郎君登壇、拍手」

○上田耕一郎君 私は、日本共産党及び第二院クラブを代表し、ただいま議題となりました議長不信任決議案の提案理由を説明いたします。

最初に、不信任決議案の本文を朗読します。

議長不信任決議案 本院は、議長安井謙君を信任しない。

右決議する。

以上であります。

次に、不信任理由の趣旨を申し上げます。

不信任の理由の第一は、議長安井謙君のあつせんが、八日、自民党、民社党によつて商工委員会で行われた質疑打ち切りの暴挙を事実上追認し、日韓大陸だな関連法案の会期内成立を内容とするもので、断じて受け入れることができないからであります。

あつせん内容は、「商工委員会は、同法案について更に質疑を精力的に行ひ、審議を尽くすこと。」「同法案は、速かに本会議に上程すること。」「となっています。しかし、補足説明によれば、その意味は、驚くべきことに、「商工委員会は、十三日中に議了」、「十四日に本会議で議了」というものであつて、「審議を尽くす」という日本語を冒瀆するものにはかなりません。会期内に審議の尽きない法案は廃案が継続にすることは議会運営の原則であり、これを踏みにじつた安井君の今回のあつせんは、不法な強行採決を迫り、自民党、民社党の暴挙に手をかけたものと言わざるを得ません。この点できつめて重大なことは、今回もまた、強行採決・国会空転・議長あつせんという悪法成立の旧来のパターンが再現されたことであり、しかも、それが予定の筋書きであつたという疑惑さえ報道されていることでもあります。

昭和五十三年六月十四日 参議院會議録第二十五号 議長不信任決議案 公職選挙法の一部を改正する法律案

このような事態は、翼賛国会と批判された昨年暮れの五党合意を形を変えて再現したものにほかなりません。こうした不明朗、不公正な経過から見て、国権の最高機関たる国会の運営に責任を持つ議長のとるべき公正な態度は、当然、毅然として商工委員会に差し戻すことでした。それにもかかわらず、逆に議会制民主主義のじゅうりんに加担する役割りを果たした安井君の行為は、参議院の民主的改革の課題にみづから背き、大きな汚点を残したものであります。

不信任の第二の理由は、同法案が日本の国益にかかわるものであり、なお解明すべき幾多の重大問題が次々と浮き彫りにされ、徹底審議して問題点をくまなく解明することこそが、主権者である国民に対する国会の責務であつたにもかかわらず、議長みづからがこの責務を放棄したことであり、議長は、わが国の主権的権利を半世紀にもわたって放棄する屈辱的な内容を持つものであるにもかかわらず、日本政府は、韓国の主張する自然延長論が優勢であり、日本はますます不利になると主張して、国会と国民を欺瞞してきました。国連国際海洋法会議では、海洋法草案に明らかなように、基線二百海里を沿岸国の大陸だなどとして無条件に認め、二国間の大陸だなどの境界は等距離中間線で画定することは国際的大勢であります。

ところが、この共同開発は、わが国が当然単独で開発できる南九州沖の大陸だに、韓国の開発権ばかりか、韓国の法律の適用まで許し、メジャーの主導を認めるなど、わが国の主権と国益を著しく損なう法案であることは言うまでもありません。

しかも、質疑の中で、この法案自体の問題点とともに、協定成立の経過に絡む岸信介、矢次一夫、岡田など、腐敗した日韓関係の疑念、竹島の軍事占領、北部大陸だなどの境界画定での竹島が無視されている問題、六月下旬の批准書交換を要求する韓国政府の単独開発の脅迫などの新たな

主権侵害の問題、メジャーとの関係、海洋法会議の動向との関係など、なお解明すべき多くの重大問題が残されております。その一つ一つが、世論が慎重徹底した国会審議を望んでいる問題ではありませんか。

この関連法案の成立は日韓大陸だ協定の批准書交換を可能とするものであり、日韓共同開発によつて将来起し得るすべての問題、審議中途で多くの問題を残したまま強行成立させた国会が負うことになるのであり、その責任は重大であります。安井君のこうした態度は、この重大な責務を放棄し、本法案を会期内に成立させて韓国政府の要求どおり日韓大陸だ協定の批准を強行しようとする政府・自民党の日韓癒着的、党略的意図に協力、加担したものであると言つて過言ではありません。

不信任の第三の理由は、安井君が小会派を無視し、議会の民主的運営を踏みにじつた点であります。

議会運営の正常化に当たつて、議会制民主主義を尊重するのならば、全会派の意見を公正、機敏に徴するのには余りにも当然のことです。かかるに、安井君は、今回のあつせん提示に当たり、第二院クラブに対しては、作成段階で意見を徴することなどを行わなかつたのであります。少数意見が尊重されてこそ初めて議会の民主的運営が保障されることは言うまでもありませんが、安井君は、これに反し、小会派無視の態度を、行為をとりました。これは、参議院改革を推進すべき立場にある議長がこれに逆行する行為をみずから行ったものとして厳しく糾弾されなければなりません。

衆議院とともに国権の最高機関を構成する参議院が特に国民から期待されるものは、同じ議案を二回審議することを通して、国民の要求や意思をより正確に、より積極的に国会審議に反映できるところにあります。そのためには、議案に対して議員が慎重に十分に審議する機会が与えられるよ

う、公平、民主的な議会運営がなされることが欠くことのできない前提であります。参議院議長は、だれよりも最も誠実に議案の十分な民主的審議を保障しなければならぬ立場にあります。かかるに、公正であるべき安井君は、結局、政府・与党に偏した立場に立つて国民の期待を踏みにじり、韓国朴政権の期待にもこたへたのであります。

安井君のこうした以上の行為は、参議院の民主的改革的課題に逆行し、議長としての職責に反したものであり、もはや安井君が参議院議長に任じ不適当なものであることは明白であります。

ここに、国民の信任にこたへる決意と勇気をもつて、本決議案に賛成していただくよう強く要請して、議長不信任決議案提案の趣旨説明を終わります。(拍手)

○副議長(加瀬完君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(加瀬完君) 少数と認めます。よつて、本案は否決されました。(拍手)

○副議長(加瀬完君) 日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。公職選挙法改正に関する特別委員長秦野章君。

審査報告書
公職選挙法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年六月七日
公職選挙法改正に
関する特別委員長 秦野 章
参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、選挙の実情にかんがみ、自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者に対し報酬を支給することができるとし、しようとするものであり、妥当な措置と認めらる。

二、費用
本法施行のため別に費用を要しない。

公職選挙法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和五十三年六月二日
参議院議長 安井 謙殿
衆議院議長 保利 茂

公職選挙法の一部を改正する法律案
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。
第九十七条の二第二項中「事務員」の下に「及び専ら第百四十一条(自動車、拡声機及び船舶の使用)の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者」を加える。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。(適用区分)
2 改正後の公職選挙法第九十七条の二の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

「秦野章君登壇、拍手」
○秦野章君 ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案について、公職選挙法

改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員長の提出に係る法律案でありまして、選挙の実情にかんがみ、選挙運動に従事する者のうち、

〔副議長退席、議長着席、拍手〕

もっぱら選挙運動用の自動車または船舶の上における選挙運動のために使用する者についても一定額の報酬を支給することができるよう改めようとするものであります。

委員会におきましては、報酬を支給することができることとなる者の範囲、在宅投票制度の拡充等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(安井謙吉) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙吉) 総員起立と認めます。よって本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙吉) 日程第二 国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案

日程第三 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長塚田十一郎君。

審査報告書

国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年六月八日

参議院議長 安井 謙殿
内閣委員長 塚田十一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国家公務員及び地方公務員の労働関係の改善に資するため、国家公務員法及び地方公務員法について、管理職員等の範囲を定める規定を整備するとともに、職員団体の登録の取消しは、取消訴訟の提起期間中又はその訴訟が裁判所に係属している間は、その効力を生じないものとする措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律案施行のため、別に費用を要しない。

国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年六月二日

参議院議長 安井 謙殿
衆議院議長 保利 茂

国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案

国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案

正する法律

(国家公務員法の一部改正)

第一条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第百八条の二第三項ただし書中「管理若しくは監督の地位にある職員又は機密の事務を取り扱う職員」を「重要な行政上の決定を行う職員、

重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、職員の任免に直接の権限を持つ監督的地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他職員団体との関係において当局の立場に立つて遂行すべき職務を担当する職員」に改める。

第百八条の三第六項中「次項」を「第八項」に、「こえない」を「超えない」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に、「行なわなければならない」を「行われなければならない」に改め、同条第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

前項の規定による登録の取消しは、当該処分取消しの訴えを提起することができる期間内及び当該処分取消しの訴えの提起があつたときは当該訴訟が裁判所に係属する間は、その効力を生じない。

(地方公務員法の一部改正)

第二条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第三項ただし書中「管理若しくは監督の地位にある職員又は機密の事務を取り扱う職員」を「重要な行政上の決定を行う職員、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、職員の任免に直接の権限を持つ監督的地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他職員団体との関係において当局の立場に立つて遂行すべき職務を担当する職員」に改める。

第五十三条第六項中「次項」を「第八項」に、「こえない」を「超えない」に、「行なわなければ」を「行われなければならない」に改め、同条第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 前項の規定による登録の取消しは、当該処分取消しの訴えを提起することができる期間内及び当該処分取消しの訴えの提起があつたときは当該訴訟が裁判所に係属する間は、その効力を生じない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の日前になされた国家公務員法第百八条の三第六項(裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)において準用する場合を含む。)又は地方公務員法第五十三条第六項の規定による登録の取消しの効力については、なお従前の例による。

審査報告書

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年六月八日

参議院議長 安井 謙殿
内閣委員長 塚田十一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国家公務員及び地方公務員の労働関係の改善に資するため、国家公務員法又は地方公務員法に規定する手続によつては法人格を取得することができない職員団体等に対して法人格を付与する制度を創設しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年六月二日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 安井 謙殿

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律案
職員団体等に対する法人格の付与に関する法律案

法律

(目的)

第一条 この法律は、職員団体等が財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務を運営することに資するため、職員団体等に法律上の能力を与えることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、「職員団体等」とは、国家公務員職員団体、地方公務員職員団体及び混合連合団体という。

2 この法律において、「国家公務員職員団体」とは、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。にいう職員団体(国家公務員法第八八条の三の規定により登録されているものを除く)をいう。

3 この法律において、「地方公務員職員団体」とは、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)にいう職員団体(同法第五十三条の規定により登録されているものを除く)をいう。

4 この法律において、「混合連合団体」とは、構

成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とする団体で、次の各号の一に該当するものをいう。

一 国家公務員法にいう職員団体又は地方公務員法にいう職員団体の連合団体(国家公務員法にいう職員団体又は地方公務員法にいう職員団体であるものを除く。)

二 国家公務員法にいう職員団体又は地方公務員法にいう職員団体及び国会議員法(昭和二十二年法律第八十五号)による国会議員の組合又は労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)による労働組合の連合団体で、当該連合団体の構成員の総員中国国家公務員法第八八条の二第一項の職員(以下「非現業の一般職の国家公務員」という。)の数、裁判所職員(裁判官及び裁判官の秘書官を除く。以下同じ。)の数及び地方公務員法第五十二条第一項の職員(以下「非現業の一般職の地方公務員」という。)の数の合計数が過半数を占めているもの(法人格の取得等)

第三条 規約について認証を受けた職員団体等は、その主たる事務所の所在地において登記することによつて法人となる。

2 職員団体等に関して登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(認証の申請)

第四条 規約について認証を受けようとする職員団体等は、命令(第九条第一号又は第五号の職員団体等に係る事項については人事院規則とし、同条第二号又は第六号の職員団体等に係る事項については最高裁判所規則とする。以下同じ。)で定めるところにより、申請書及び規約を認証機関に提出しなければならない。

(認証)

第五条 認証機関は、前条の規定による申請があつた場合において、当該規約が次の各号に掲げる要件に該当するときは、次条の規定により認

証を拒否する場合を除き、命令で定めるところにより、当該規約を認証し、当該職員団体等にその旨を通知しなければならない。

一 少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

イ 名称

ロ 目的及び業務

ハ 主たる事務所の所在地

ニ 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する事項

ホ 重要な財産の得喪その他資産に関する事項

項

ヘ 理事その他の役員に関する事項

ト 業務執行、会議及び投票に関する事項

チ 経費及び会計に関する事項

リ 規約の変更に関する事項

ヌ 解散に関する事項

二 規約の変更、役員選挙及び解散が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数(役員選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手続が定められていること。ただし、連合団体でない職員団体等で全国的規模をもつもの又は連合団体である職員団体等にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する地域若しくは職域ごと又は構成団体ごとの直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、この代議員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数(役員選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手続が定められていることをもつて足りる。

三 会計報告は、構成員によつて委嘱された公認会計士(外国公認会計士を含む。)若しくは監査法人又は信託業法(大正十一年法律第六十五号)第五条第一項第六号の業務を営む信託会社の監査証明とともに少なくとも毎年一

回構成員に公表されることがされていること。

(認証の拒否)

第六条 認証機関は、規約に法令の規定に違反する事項が記載されているとき、又は当該職員団体等が、第八条の規定により認証を取り消され、その取消しの効力が生じた日から三年を経過しないものであるときは、認証を拒否しなければならない。

(規約の変更の届出)

第七条 職員団体等は、第五条の規定により認証を受けた規約の記載事項に変更があつたときは、命令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を認証機関に届け出なければならない。

(認証の取消)

第八条 認証機関は、次の各号の一に該当する場合においては、命令で定めるところにより、第五条の規定による認証を取り消すことができる。

一 国家公務員職員団体又は地方公務員職員団体が非現業の一般職の国家公務員、裁判所職員又は非現業の一般職の地方公務員が組織する団体又はその連合体でなくなつたとき(混合連合団体となつた場合を除く。)

二 混合連合団体の構成員の総員中非現業の一般職の国家公務員の数、裁判所職員の数及び非現業の一般職の地方公務員の数の合計数が過半数を占めなくなつたとき。

三 規約に、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とする旨を定めた規定が存しなくなつたとき(団体の活動として規約に定める目的を著しく逸脱する行為等を継続し、又は反覆することにより、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的としていないと認められなくなつたときを含む。)

四 その他当該職員団体等が職員団体等でなくなつたとき。

五 規約が第五条各号に掲げる要件に該当しな

いものとなつたとき、又は規約に法令の規定に違反する事項が記載されるに至つたとき。
六 当該職員団体等について規約の規定中第五
条第二号又は第三号に規定する手続等に係る
部分に適合しない事実があつたとき。
2 認証機関は、前項の規定により認証を取り消
すときは、あらかじめ口頭審理を行わなければ
ならないものとし、口頭審理は、当該職員団体
等から請求があつたときは、公開して行われな
ければならない。

3 第一項の規定による認証の取消しは、当該処
分の取消しの訴えを提起することが出来る期間
内及び当該処分取消しの訴えの提起があつた
ときは当該訴訟が裁判所に係属する間は、その
効力を生じない。
4 第一項の規定による認証の取消しについて
は、行政不服審査法(昭和三十一年法律第六
十号)による不服申立てをすることができない。
(認証機関)

第九條 この法律における認証機関は、次の各号
に掲げる職員団体等の区分に応じ、当該各号に
掲げる機関とする。
一 非現業の一般職の国家公務員が組織する国
家公務員職員団体 人事院
二 裁判所職員が組織する国家公務員職員団体
最高裁判所
三 一の地方公共団体に属する非現業の一般職
の地方公務員が組織する地方公務員職員団体
当該地方公共団体の人事委員会又は公平委
員会

四 前号の地方公務員職員団体以外の地方公務
員職員団体 政令で定める人事委員会又は公
平委員会
五 非現業の一般職の国家公務員の数と裁判所
職員の数の合計数が非現業の一般職の地方公
務員の数以上である混合連合団体で、非現業
の一般職の国家公務員の数が裁判所職員の数
以上であるもの及び全国的な組織を有する混
合連合団体で、これを直接又は間接に構成す
る団体に国家公務員法にいう職員団体を含む
もの(次号の混合連合団体を除く。) 人事院
六 非現業の一般職の国家公務員の数と裁判所
職員の数の合計数が非現業の一般職の地方公
務員の数以上である混合連合団体で、裁判所
職員の数が非現業の一般職の国家公務員の数
を超えるもの及び全国的な組織を有する混合
連合団体で、これを直接又は間接に構成する
団体に裁判所職員臨時措置法において準用す
る国家公務員法にいう職員団体を含むもの
(これを直接又は間接に構成する団体に国家
公務員法にいう職員団体を含み、かつ、非現
業の一般職の国家公務員の数が裁判所職員の
数以上であるものを除く。) 最高裁判所
七 前二号の混合連合団体以外の混合連合団体
政令で定める人事委員会又は公平委員会
(報告、協力等)

第十條 認証機関は、職員団体等に対し、当該職
員団体等に係るこの法律の規定に基づく事務に
関し必要な限度において、報告又は資料の提出
を求めることができる。
2 認証機関は、この法律の規定に基づく事務に
関し必要があると認めるときは、国又は地方公
共団体の関係機関に対し、事実の証明、資料の
提供その他必要な協力を求めることができる。
(民法及び非訟事件手続法の準用)

第十一條 民法(明治二十九年法律第八十九号)及
び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)
中民法第三十四条に規定する法人に関する規定
(民法第三十八條第二項、第四十五條第一項及
び第二項、第五十六條、第六十七條並びに第七
十一條を除く。)は、第三條第一項の法人につい
て準用する。この場合において、これらの規定
中「主務官庁」とあるのは「認証機関」と、「定款」
とあるのは「規約」と読み替へるはか、民法第四
十六條第一項第四号及び第六十八條第一項第四
号中「設立許可」とあるのは「規約ノ認証」と、非
訟事件手続法第二百二十条中「許可書」とあるのは
「認証ノ通知書」と読み替へるものとする。
(国家公務員法等の規定により登録された職員
団体等)

第十二條 第三條第一項の法人である職員団体等
(以下この条において「この法律による法人」と
いう。)が国家公務員法第八條の三、裁判所職
員臨時措置法において準用する国家公務員法第
百八條の三又は地方公務員法第五十三條の規定
により登録されたときは、その法人は、その登
録の日において、国家公務員法第八條の四の
法人、裁判所職員臨時措置法において準用する
国家公務員法第八條の四の法人又は地方公務
員法第五十四條の法人(以下この条において「国
家公務員法等による法人」という。)となる。
2 前項の規定に基づく国家公務員法等による法
人については、国家公務員法第八條の四(裁
判所職員臨時措置法において準用する場合を含
む。)及び地方公務員法第五十四條中「民法第四
十六條第一項第四号中「設立許可」とあるのは
「法人ト為ル旨ノ申出ト、同法」とあるのは「民
法第四十六條第一項第四号及び」と、「法人ト為
ル旨ノ申出ノ受理証明書」とあるのは「職員団体
等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五
十三年法律第 号)第三條第一項ノ法人タ
ル職員団体等が登録セラレタル旨ノ証明書」と
する。
3 第一項の規定に基づく国家公務員法等による
法人の設立の登記においては、当該法人となつ
たこの法律による法人の名称及び主たる事務所
並びにこの法律による法人が同項の規定により
国家公務員法等による法人となつた旨をも登記
しなければならない。
4 第一項の規定に基づく国家公務員法等による
法人の設立の登記がされたときは、登記官は、
職権で、当該法人となつたこの法律による法人
の登記用紙にその事由を記載して、その登記用
紙を閉鎖しなければならない。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。
(地方税法の一部改正)
2 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)
の一部を次のように改正する。
第二十五條第一項第二号中「地方公務員の団
体」の下に、「職員団体等に対する法人格の付与
に関する法律(昭和五十三年法律第 号)第三
條第一項の規定に基づく団体」を加える。
第七十二條の五第一項第三号中「基」を「基
づく」に改め、「地方公務員の団体」の下に、並び
に職員団体等に対する法人格の付与に関する法
律に基づく法人たる職員団体等」を加える。
第二百九十六條第一項第二号中「地方公務員
の団体」の下に、「職員団体等に対する法人格の
付与に関する法律第三條第一項の規定に基づく
団体」を加える。
第三百四十八條第四項中「地方公務員の団体」
の下に、「職員団体等に対する法人格の付与に
関する法律による法人である職員団体等」を加
える。
(所得税法の一部改正)
3 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部
を次のように改正する。
別表第一第一号の表中消防団員等公務災害補
償等共済基金の項の次に次のように加える。

職員団体等(法
人格の付与に
関する法律
による法人
であるもの)
別表第二第一号の表中消防団員等公務災害補
償等共済基金の項の次に次のように加える。

(法人税法の一部改正)
4 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部
を次のように改正する。
別表第二第一号の表中消防団員等公務災害補
償等共済基金の項の次に次のように加える。

職員団体等(法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第...号))

〔塚田十一郎君登壇 拍手〕

○塚田十一郎君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

これら二法律案は、いずれも、公務員制度審議会の答申の趣旨に基づき成案を得たものであります。

まず、国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案は、公務員の労使関係を改善するため、管理職員等の範囲を定める規定を整備するとともに、職員団体の登録の取り消しについて、取り消し訴訟の出訴のできる期間中またはその訴訟が裁判所に係属している間はその効力を生じないこととするものであります。

次に、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律案は、職員団体等の法人格を登録制度とは切り離して付与する制度を創設しようとするものであります。すなわち、国家公務員、地方公務員を中心とする職員団体等が財産を所有し、維持運営するなど、その目的を達成するための業務運営を行う場合に、現行法におきましては法人格が付与されない国家公務員または地方公務員が主体となつて組織する非登録職員団体等に法人格を付与するほか、法人格の取得手続等について所要の規定が設けられております。

委員会におきましては、以上二法律案を便宜一括して審査し、二法律案とILO条約等との関係、管理職員等の規定の整備と今後の運用方針、法人格付与による利害得失、消防職員に対する団結権の取り扱い等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は會議録に譲りたいと存じます。質疑を終わり、討論に入りましたところ、二法律案に対しまして、日本社会党を代表して野田委

員、日本共産党を代表して山中委員より、それぞれ反対する旨の発言がありました。次いで、順次採決の結果、二法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙君) これより両案を一括して採決いたします。

○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつて、両案は可決されました。

○議長(安井謙君) 日程第四 国有林野事業改善特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長鈴木省吾君。

審査報告書

国有林野事業改善特別措置法案 右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年六月八日 農林水産委員長 鈴木 省吾 参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由 本法は、国有林野事業が国民生活及び国民経済においてはたす役割の重要性とその現状にかんがみ、昭和七十二年までに国有林野事業収支の回復等同事業経営の健全性を確立するため、同事業の昭和五十三年度を初年度とする十年間の改善計画を策定実施し、これに要する資金の一部を、一般会計から国有林野事業特別会計へ繰入れる等の措置を定めようとするもの

で、衆議院において、改善計画の計画事項を追加し、同計画の実施状況を検討すること等の修正が加えられたが、おおむね妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に要する経費として、保安林内造林費及び幹線林道開設費の一部に充てるため、国有林野事業特別会計へ繰入れる四十億二千百万円が昭和五十三年度一般会計予算に計上されてゐる。

附帯決議

政府は、国有林野及び国有林野事業が果たすべき林産物の計画的持続的供給、国土の保全等の公益的機能の発揮、地域振興への寄与等の使命の重要性並びに国有林野事業が当面している種々の困難な実情にかんがみ、本法の施行を契機として、次の事項に十分留意し、長期的観点に立つて、森林資源の充実整備を図りつつ、経営の健全性を確立すべきである。

一、国有林野事業の組織機構の再編整備に当たつては、地域の実情をふまへつつ、国有林野事業の機能低下、地元関係者等に対するサービスの低下を招くことのないよう十分配慮すること。

二、国有林野事業特別会計に対する特別会計からの繰入れ及び資金運用部資金の貸付けによる財政措置については、国有林野における公益的機能の一層の充実及び造林、林道の開設等生産基盤の整備の促進を図るため、民有林における助成措置を勘案しつつ、積極的に行うこと。

三、国有林野事業の運営に当たつては、地域の実情に即して、森林組合等や地元木材関連産業等の健全な育成発展に寄与するよう努めるとともに、農林畜産業の振興等の地域の要請に応じた国有林野の適切な活用を図るよう十分配慮すること。

四、国有林野が農山村における重要な就労の場となつてゐることにかんがみ、直接的、間接的就労機会の計画的な提供を通じて優秀労働力の確保に努めるとともに、労働安全その他の就労条件の改善を更に積極的に行ふこと。

五、国有林野事業の改善計画の作成等に関して所要の調査審議を行はるるため、林政審議会に国有林野部会を設けるよう措置すること。

また、改善計画の内容を公表するとともに、改善計画の実施状況について、林業の動向に関する年次報告において明らかにすること。

六、国有林、民有林を通ずる我が国林業の安定、振興を期するため、適切な木材需給計画を樹立し、行政指導の強化等による外材の秩序ある輸入を図る等、木材の需給、価格の安定のための対策の推進に努めること。

右決議する。

国有林野事業改善特別措置法案 右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。 昭和五十三年五月十二日 衆議院議長 保利 茂 参議院議長 安井 謙殿

(小字及び一は衆議院修正)

国有林野事業改善特別措置法案

国有林野事業改善特別措置法 (趣旨)

第一条 この法律は、国有林野事業(国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)第一条第二項に規定する国有林野事業をいう。以下同じ。)の現状並びに国民経済及び国民生活におけるその使命の重要性にかんがみ、国有林野事業の改善を図るためにとるべき特別措置を定めるものとする。

(改善計画)

第二条 農林水産大臣は、昭和七十二年度までに国有林野事業の収支の均衡を回復する等その経営の健全性を確立するために必要な基本的条件の整備を昭和六十二年年度までに完了することを旨として、昭和五十三年度以降十年間(以下「改善期間」という。)における国有林野事業の改善に関する計画(以下「改善計画」という。)を定め、これに従つて国有林野事業を運営するものとする。

2 改善計画は、次の事項について定めるものとする。

一 国有林野事業の運営についての基本方針
二 国有林野事業における森林及び林産物の開発その他の林業生産基盤の整備に関する事項

三 国有林野事業の運営の効率化に関する事項

四 国有林野事業の経営管理の適正化に関する事項

五 国有林野事業に係る収入の確保に関する事項

六 その他国有林野事業の改善に必要なる事項

3 農林水産大臣は、改善計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、林政審議会の意見を聴かなければならない。

4 林政審議会は、林業基本法(昭和三十九年法律第六十一号)第二十三条第一項に規定するもののほか、前項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

5 林政審議会は、林業基本法第二十三条第二項に規定するもののほか、前項に規定する事項に關し農林水産大臣に意見を述べることができ、(一般会計から国有林野事業特別会計への繰入

れ)

第三条 政府は、改善期間において、
(一) 国有林野事業(昭和五十二年法律第二百四十六号 第二条に規定する国有林野事業)の事業施設費で改善計画の円滑な実施に必要なものとして政令で定めるものの一部に相当する金額を、予算の定めるところにより、一般会計から国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定(以下「事業勘定」という。)に繰り入れることができる。
(二) (資金の貸付け)
第四条 政府は、改善期間における国有林野事業特別会計法第五條第一項の規定による借入金に係る資金の貸付けについて、資金事情の許す限り、特別の配慮をするものとする。
(三) (利益処分の特例)
第五条 事業勘定において改善期間中の毎会計年度の損益計算上利益を生じた場合における国有林野事業特別会計法第十二條第一項の規定の適用については、同項中「政令で定めるところにより、これを利益積立金及び特別積立金」とあるのは、「これを利益積立金とする。」
(特別積立金引当資金の使用の特例)
第六条 昭和五十二年年度末における事業勘定の特別積立金引当資金の使用残額は、国有林野事業特別会計法第十三條第二項及び附則第五條の三第一項の規定にかかわらず、改善期間において、国有林野事業に要する経費の財源に充てるものとして、予算の定めるところにより、使用することができ、
2 前項の規定により特別積立金引当資金を使用したときは、その使用した額に相当する額を事業勘定の特別積立金から事業勘定の利益積立金に組み替えて整理するものとする。

附則

(施行期日)
1 この法律は、
昭和三十二年四月一日から施行する。

(改善計画の実施の状況等の検討)

2 政府は、改善期間において、改善計画の実施の状況及び国有林野事業の収支の状況について検討を加え、その結果に基づいて国有林野事業の改善を図るために必要な措置を講ずるものとする。
(総理府設置法の一部改正)
12³ 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。
第十五條第一項の表林政審議会の項中「の規定」を「及び国有林野事業改善特別措置法(昭和五十二年法律第 号)の規定」に、「行なう」を「行う」に改める。

〔鈴木省吾君登壇 拍手〕
○鈴木省吾君 ただいま議題となりました法律案について、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。
本法律案は、国有林野事業の現状並びに同事業が国民生活及び国民経済において果たす役割の重要性にかんがみ、昭和七十二年までに国有林野事業収支の回復等、同事業経営の健全性を確立するため、昭和五十三年度を初年度とする十年間の改善計画を定め、これに要する資金の一部を一般会計から国有林野事業特別会計へ繰り入れる等の措置を定めようとするものであります。
委員会におきましては、国有林野事業の性格、改善計画の内容、同事業の会計制度、事業実行形態と管理機構、将来の事業規模と人員構成、外材輸入と木材価格、国有林野事業の労働生産性、赤字の原因等の諸問題について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。
質疑を終わり、日本共産党の下田委員から反対の討論があり、採決の結果、本法律案は、自由民主党・自由国民会議、公明党、民社党の賛成、日本社会党、日本共産党の反対により、賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、本法律案に対し、各会派共同提案に係る、国有林野事業の組織機構の再編整備に当たっては同事業の機能低下や地元関係者に対するサービスの低下を招かないよう配慮することなど六項目の附帯決議案が提案され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。
以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(安井謙君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(安井謙君) 日程第五 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の案に附する石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案(第八十回国会内閣提出、第八十四回国会衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。商工委員長楠正俊君。

審査報告書
日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の案に附する石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案
右は国会法第五十條後段の規定に基づき、可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十二年六月十三日

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、日本国と大韓民国との間の両国

参議院議長 安井 謙殿
商工委員長 楠 正俊

昭和五十三年六月十四日 参議院會議録第二十五号

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガスの資源の開発に関する特別措置法案

八一八

に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴い、共同開発区域に属する大陸棚の区域において日本国と大韓民国の開発権者による石油及び可燃性天然ガスの探査又は採掘に関する共同開発事業が円滑に行われるよう、鉱業法にかわる特別の制度を設けようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案

第八十回国会、第八十一回国会、第八十二回国会及び第八十三回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を可決したからこれを送付する。

昭和五十三年四月七日

衆議院議長 保利 茂
参議院議長 安井 謙殿

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 特定鉱業権(第四条—第三十八条)
- 第三章 損害の賠償(第三十九条—第四十一条)
- 第四章 雑則(第四十二条—第五十条)
- 第五章 罰則(第五十一条—第五十五条)
- 附則

第一章 総則

第一条 この法律は、日本国と大韓民国との間の

両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定(以下「協定」という。)の実施に伴い、共同開発区域における天然資源の開発に関する特別措置を定めるものとする。

第二条 この法律において「天然資源」とは、石油及び可燃性天然ガス(これらに付随して掘採される鉱物を含む。)をいう。

第三条 この法律において「共同開発区域」とは、協定第二条第一項に規定する大陸棚の区域をいう。

第四条 この法律において「特定鉱業権」とは、共同開発区域の登録を受けた一定の区域(以下「共同開発区域」という。)において、共同開発区域に係る大韓民国開発権者と共同して、天然資源の探査(ボーリングにより探査すること及び探査を目的として地震探査法その他の方法により地質構造の調査をすること)をいう。以下同じ。又は掘採をし、及び掘採された天然資源を取得する権利をいう。

第五条 この法律において「大韓民国開発権者」とは、大韓民国の法令に基づき、共同開発区域内の一定の区域において、天然資源の探査又は掘採をし、及び掘採された天然資源を取得することを認可された者をいう。

第六条 この法律の規定によつてした手続その他の行為は、第十二条の許可の申請をした者(同条の許可を受けた者を含む。以下「申請人」という。)特定鉱業権者又は関係人の承認人に対しても、その効力を有する。

第二章 特定鉱業権

(特定鉱業権の種類)

第四条 特定鉱業権は、探査権及び掘採権とする。

(特定鉱業権によらない探査及び掘採の禁止)

第五条 特定鉱業権によらない探査及び掘採は、共同開発区域において天然資源の探査をしてはならない。

2 探掘権によるものでなければ、共同開発区域において天然資源の掘採をしてはならない。

(特定鉱業権の性質)

第六条 特定鉱業権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、不動産に関する規定を準用する。

第七条 特定鉱業権は、相続その他の一般承継、譲渡、滞納処分及び強制執行の目的となるほか、権利の目的となることができない。ただし、掘採権は、掘採権の目的となることができない。

(共同開発区域の境界)

第八条 共同開発区域の境界は、通商産業省令で定めるところにより表示する直線で定め、その境界線の直下を限りとする。

(特定鉱業権者の資格)

第九条 日本国の国民又は法人でなければ、特定鉱業権者となることができない。ただし、条約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(特定鉱業権の存続期間及びその延長)

第十条 探査権(第十六条第二項に規定する場合に新たに設定される探査権を除く。)の存続期間は、設定の登録の日から八年とする。

2 掘採権(第十六条第二項に規定する場合に新たに設定される掘採権を除く。)の存続期間は、設定の登録の日から三十年とする。

3 前項の掘採権の存続期間は、その共同開発区域における天然資源の掘採を継続して行うため必要があると認められるときは、その満了に際し、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けて、五年ずつ延長することができる。

4 第十六条第二項に規定する場合に新たに設定される特定鉱業権の存続期間は、設定の登録の日から当該消滅した特定鉱業権の存続期間の満了の日までとする。

5 第三項の規定は、第十六条第二項に規定する場合に新たに設定される掘採権の存続期間の延長に準用する。

長に準用する。

第十一条 前条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の許可の申請があつたときは、掘採権の存続期間の満了後でも、存続期間の延長の登録又は不許可の処分があるまでは、その掘採権は、存続するものとみなす。

(特定鉱業権の設定の許可)

第十二条 特定鉱業権の設定を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

(共同申請)

第十三条 二人以上共同して前条の許可の申請をした者(二人以上共同して同条の許可を受けた者を含む。以下「共同申請人」という。)は、通商産業省令で定めるところにより、そのうちの一人を代表者と定め、これを通商産業大臣に届け出なければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出がないときは、代表者を指定する。

3 代表者の変更は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければならぬ。

4 代表者は、国に対して、共同申請人を代表する。

5 共同申請人は、組合契約をしたものとみなす。

(申請人の名義の変更)

第十四条 申請人の名義は、相続その他の一般承継及び共同申請人の脱退の場合を除き、変更することができない。

2 探査権者が探査権の存続期間中にその共同開発区域についてした掘採権の設定に係る第十二条の許可の申請(以下「掘採権転讓」という。)に係る申請人の名義は、当該探査権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く。)があつたときは、その移転の時に、その移転を受けた者に変更されたものとみなす。

第十五条 共同申請人の脱退(死亡によるものを

除く。による申請人の名義の変更は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければ、その効力を生じない。

2 相続その他の一般承継又は死亡による共同申請人の脱退により申請人の名義の変更があつたときは、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

(特定鉱業権を設定する区域等の告示)

第十六条 通商産業大臣は、協定第三条第一項に規定する小区域(以下「小区域」という。)が定められたときは、遅滞なく、小区域ごとに、その区域及びその小区域について設定する特定鉱業権が探査権又は採掘権のいずれであるかを告示しなければならない。

2 通商産業大臣は、特定鉱業権がその存続期間の満了前に消滅した場合において、その共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者が存在しているときは、遅滞なく、その共同開発鉱区の区域及びその共同開発鉱区について設定する特定鉱業権が探査権又は採掘権のいずれであるかを告示しなければならない。

(資格条件)

第十七条 次の各号の一に該当する者は、第十二条の許可を受けることができない。

一 この法律又は第四十八条の規定により読み替えて適用する鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十八条第一項の規定により特定鉱業権を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち、に第一号又は前号に該当する者があるもの

と認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 第十六条第一項又は第二項の規定により告示されたところと異なるものでないこと。

二 第十六条第一項又は第二項の規定による告示が行われた日から三十日を経過する日前にされたものでないこと。

三 その許可をすることによつて第十六条第一項又は第二項の規定により告示された一の区域について二以上の特定鉱業権を設定することとならないこと。

四 大韓民国開発権者と共同して行う天然資源の探査及び採掘並びにこれらに附属する事業(以下「共同開発事業」という。)を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

2 通商産業大臣は、採掘権が次の各号(第二十六条の規定による命令に係る採掘権にあつては、第二号)に適合しているときでなければ、第十二条の許可をしてはならない。

一 共同開発鉱区における天然資源の存在が明らかであり、その埋蔵量等にかんがみ、共同開発鉱区が採掘権の設定に適すると認められるものであること。

二 共同開発事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

3 第十六条第一項又は第二項の規定により告示された一の区域に係る第十二条の許可の申請が二以上あるときは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める者がその区域に係る特定鉱業権の設定について優先権を有する。

一 申請がすべて同一の日にされているとき

二 申請をした者のうち通商産業大臣が公正な方法によるくじで定めるもの

三 前号に掲げる場合以外の場合において、申請の日が最先である申請が二以上あるとき

四 申請の日が最先である申請をした者のうち通商産業大臣が公正な方法によるくじで定めるもの

商産業大臣が公正な方法によるくじで定めるもの

三 前二号に掲げる場合以外の場合 申請の日が最先である申請をした者

(許可後の手続)

第十九条 第十二条の許可(第十六条第二項に規定する場合における第十二条の許可及び採掘権に係る同条の許可を除く。次条及び第三十二条第四項において同じ。)を受けた者は、許可を受けた日から三月以内に、第二十一条第一項の認可の申請をしなければならない。

2 通商産業大臣は、前項に規定する者の申請により、やむを得ない理由により同項の期限までに第二十一条第一項の認可の申請をすることができないと認めるときは、三月以内においてその期限を延長することができる。

(許可の失効)

第二十条 前条第一項に規定する者が次の各号の一に該当するときは、第十二条の許可は、その効力を失う。

一 前条第一項又は第二項の期限までに次条第一項の認可の申請をしないとき。

二 次条第一項の認可の申請に対し不認可の処分を受けたとき。

(共同開発事業契約)

第二十一条 特定鉱業権者(第十九条第一項に規定する者を含む。)が共同開発事業を行うため当該大韓民国開発権者と締結する次に掲げる事項に関する契約(以下「共同開発事業契約」という。)は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。その変更についても、同様とする。

一 天然資源の分配及び費用の分担に関する事項

二 操業管理者(協定第六条第二項に規定する権限を有する契約当事者をいう。以下同じ。)の指定に関する事項

三 漁業との調整に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 天然資源の分配及び費用の分担に関する事項が協定第九条の規定に適合していることその他共同開発事業契約に定める事項が共同開発事業の円滑な実施を妨げるおそれがないこと。

二 共同開発事業契約について協定第五条第二項の大韓民国政府の承認が与えられていること。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をしようとするときは、当該共同開発事業契約に定める同項第三号に掲げる事項に関し、農林大臣に協議しなければならない。

4 第一項の認可の申請の日から二月以内に認可又は不認可の処分がないときは、同項の認可があつたものとみなす。

第二十二條 特定鉱業権の移転があつたときは、特定鉱業権者であつた者がその移転の時にその共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者と締結していた共同開発事業契約を、特定鉱業権者となつた者が当該大韓民国開発権者と締結し、前条第一項の認可を受けた共同開発事業契約とみなす。

2 大韓民国開発権者の協定第十条第一項に規定する権利(以下「大韓民国開発権」という。)の移転があつたときは、当該特定鉱業権者がその移転の時に大韓民国開発権者であつた者と締結していた共同開発事業契約を、当該特定鉱業権者が大韓民国開発権者となつた者と締結し、前条第一項の認可を受けた共同開発事業契約とみなす。

3 第十六条第二項に規定する場合において、新たな特定鉱業権が設定されたときは、新たな特定鉱業権者がその共同開発鉱区に係る大韓民国

昭和五十三年六月十四日 参議院會議録第二十五号

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガ
ス資源の開発に関する特別措置法案

八二〇

開発権者と締結する共同開発事業契約が効力を生ずるまでの間は、特定鉱業権者であつた者が特定鉱業権の消滅の時に当該大韓民国開発権者と締結していた共同開発事業契約(特定鉱業権の消滅後に当該大韓民国開発権者の移転があつたときは、特定鉱業権者であつた者が特定鉱業権の消滅の時に当該大韓民国開発権者であつた者と締結していた共同開発事業契約)を、新たな特定鉱業権者が当該大韓民国開発権者と締結し、前条第一項の認可を受けた共同開発事業契約とみなす。

4 大韓民国開発権者が消滅した場合において、新たな大韓民国開発権者が大韓民国の法令に基づき認可されたときは、当該特定鉱業権者が新たな大韓民国開発権者と締結する共同開発事業契約が効力を生ずるまでの間は、当該特定鉱業権者が大韓民国開発権者の消滅の時に大韓民国開発権者であつた者と締結していた共同開発事業契約(大韓民国開発権者の消滅後に当該特定鉱業権の移転があつたときは、当該特定鉱業権者であつた者が大韓民国開発権者の消滅の時に当該大韓民国開発権者であつた者と締結していた共同開発事業契約)を、当該特定鉱業権者が新たな大韓民国開発権者と締結し、前条第一項の認可を受けた共同開発事業契約とみなす。

第二十三条 特定鉱業権を共有する者(以下「特定鉱業権共有者」という。)は、通商産業省令で定めるところにより、そのうちの一人を代表者と定め、これを通商産業大臣に届け出なければならぬ。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出がないときは、代表者を指定する。

3 代表者の変更は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければ、その効力を生じない。

4 代表者は、国に対して、特定鉱業権共有者を代表する。

5 特定鉱業権共有者は、組合契約をしたものとみなす。

(特定鉱業権の移転)

第二十四条 特定鉱業権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く)を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号(当該共同開発権に係る大韓民国開発権者が存在しないときは、第一号から第三号まで)に適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 第十七条各号のいずれにも該当しないこと。

二 共同開発事業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

三 共同開発事業契約に基づく権利義務を承継すること。

四 共同開発権に係る大韓民国開発権者の同意があること。

(共同開発権の減少)

第二十五条 共同開発権の減少は、次の各号(共同開発権に係る大韓民国開発権者が存在しないときは、第一号)に該当する場合でなければ、することができない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

一 減少をする一部の面積が七十五平方キロメートル以上であること。

二 共同開発権に係る大韓民国開発権者の同意があること。

2 探査権者は、次の各号に掲げる日までに、その共同開発権の面積が当該各号に定める面積以下になるようにその共同開発権の減少をしなければならぬ。ただし、その減少をすべき面積が七十五平方キロメートル未満であるときは、この限りでない。

一 探査権の設定の登録の日(探査権が第十六条第二項に規定する場合に新たに設定された

ものであるときは、その探査権に係る当初の探査権の設定の登録の日。次号及び第三号並びに第三十四条第一項第一号において同じ。)から三年を経過する日。探査権の設定の登録の日における共同開発権の面積(探査権が第十六条第二項に規定する場合に新たに設定されたものであるときは、その探査権に係る当初の探査権の設定の登録の日における共同開発権の面積。以下この項において「共同開発権の当初面積」という。)の百分の七十五に相当する面積

二 探査権の設定の登録の日から六年を経過する日。共同開発権の当初面積の百分の五十に相当する面積

三 探査権の設定の登録の日から八年を経過する日。共同開発権の当初面積の百分の二十五に相当する面積

3 探掘権(探掘権に基づく探掘権)の消滅後第十六条第二項に規定する場合に新たに設定された探掘権を含む。以下この項において同じ。)を有する者は、次の各号に掲げる日までに、その共同開発権の面積が当該各号に定める面積以下になるようにその共同開発権の減少をしなければならぬ。ただし、その減少をすべき面積が七十五平方キロメートル未満であるときは、この限りでない。

一 探掘権に基づく探掘権に係る探査権の設定の登録の日(当該探査権が第十六条第二項に規定する場合に新たに設定されたものであるときは、当該探査権に係る当初の探査権の設定の登録の日。次号及び第三号において同じ。)から三年を経過する日。探掘権に基づく探掘権に係る探査権の設定の登録の日における共同開発権の面積(当該探査権が同項に規定する場合に新たに設定されたものであるときは、当該探査権に係る当初の探査権の

設定の登録の日における共同開発権の面積。以下この項において「共同開発権の当初面積」という。)の百分の七十五に相当する面積

初面積」という。)の百分の七十五に相当する面積

二 探掘権に基づく探掘権に係る探査権の設定の登録の日から六年を経過する日。共同開発権の当初面積の百分の五十に相当する面積

三 探掘権に基づく探掘権に係る探査権の設定の登録の日から八年を経過する日。共同開発権の当初面積の百分の二十五に相当する面積

(探掘権命令)

第二十六条 通商産業大臣は、探査権の共同開発権区における天然資源の存在が明らかであり、その埋蔵量等にかんがみ、その共同開発権区が探掘権の設定に適すると認められるときは、その探査権者に対し、三月以内に探掘権の設定に係る第十二条の許可の申請をすべきことを命ずることができる。

(特定鉱業権の放棄の制限)

第二十七条 特定鉱業権の放棄は、その共同開発権区に係る大韓民国開発権者の同意がなければ、することができない。ただし、設定の登録の日から二年を経過したとき、又はその共同開発権区に係る大韓民国開発権者が存在しないときは、この限りでない。

(特定鉱業権の取消)

第二十八条 通商産業大臣は、特定鉱業権者が次の各号の一に該当するときは、特定鉱業権を取り消すことができる。

一 第二十一条第一項の認可を受けた共同開発事業契約によらないで共同開発事業を行つたとき。

二 第二十五条第二項又は第三項の規定に違反して共同開発権の減少をしないとき。

三 第二十六条の規定による命令に従わないとき。

四 第三十三条第一項若しくは第二項の期限までに事業に着手しないとき、又は同条第三項

の規定に違反して事業を休止したとき。

五 第三十四条第一項の規定に違反して、通商産業大臣が指定した数の坑井を掘さくしないとき。

六 第三十五条第二項の規定に違反して事業を行つたとき。

七 第三十六条第一項の規定に違反して工作物の設置又は海底の形質の変更をしたとき。

八 第四十八条の規定により読み替えて適用する鉱山保安法第二十二條第二項、第二十四条又は第二十四条の二第一項の規定による命令に従わないとき。

二 通商産業大臣は、錯誤により、第十二条の許可をしたときは、特定鉱業権を取り消さなければならぬ。

(採掘権の取消しと抵当権)

第二十九条 通商産業大臣は、採掘権の取消しによる消滅の登録をしたときは、直ちに、その旨を抵当権者に通知しなければならない。

二 抵当権者は、前項の規定による通知があつた日から三十日以内に、採掘権の競売の申立てをすることが出来る。ただし、前条第二項の規定による採掘権の取消しの場合には、この限りでない。

三 採掘権は、前項の期間内又は競売の手続が完了する日までは、競売の目的の範囲内で、なお存続するものとみなす。

四 競売を許す決定が確定したときは、採掘権の取消しは、その効力を生じなかつたものとみなす。

五 競売による売得金は、競売の費用及び抵当権者に対する債務の弁済に充て、その残余は、国庫に帰属する。

(採掘権の放棄と抵当権)

第三十条 前条の規定は、通商産業大臣が採掘権の放棄による消滅の登録をした場合に準用する。

(特定鉱業権の消滅)

第三十一条 特定鉱業権は、特定鉱業権者が第九條の規定により特定鉱業権を有することができなくなつたとき、又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第九百五十八條の期間内に相続人である権利を主張する者がいないときは、消滅する。

二 採掘権に基づく採掘権の設定の登録があつたときは、当該探査権は、消滅する。

(登録)

第三十二条 次に掲げる事項は、特定鉱業権簿に登録する。

一 特定鉱業権の設定、存続期間の延長、移転、消滅及び処分制限並びに共同開発鉱区の減少

二 特定鉱業権共有者の脱退

三 採掘権を目的とする抵当権の設定、変更、移転、消滅及び処分制限

二 前項の規定による登録は、登記に代わるものとする。

三 第一項各号に掲げる事項は、相続その他の一般承継、死亡による特定鉱業権共有者の脱退、混同若しくは担保する債権の消滅による抵当権の消滅、前条第一項若しくは第二項の規定による特定鉱業権の消滅又は存続期間の満了による特定鉱業権の消滅の場合を除き、登録しなければならない。

四 第十二条の許可に係る特定鉱業権の設定の登録は、許可を受けた者が共同開発事業契約について第二十一条第一項の認可を受けた後でなければ、することができない。

五 前各項に規定するもののほか、登録に関し必要な事項は、政令で定める。

(事業実施義務)

第三十三条 特定鉱業権者は、特定鉱業権の設定又は移転の登録の日から六月以内に事業に着手しなければならない。

二 通商産業大臣は、特定鉱業権者の申請によ

り、やむを得ない理由により前項の期限までに事業に着手することができないと認めるときは、その期限を延長することができる。

三 特定鉱業権者は、引き続き六月以上その事業を休止してはならない。ただし、やむを得ない理由により引き続き六月以上事業を休止する場合において、期間を定めて通商産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

(坑井掘さく義務)

第三十四条 探査権者は、その共同開発鉱区において、次に掲げる期間ごとに、通商産業大臣が指定する数の坑井を掘さくしなければならない。

一 探査権の設定の登録の日から三年間

二 前号の期間の満了の日の翌日から三年間

三 前号の期間の満了の日の翌日から二年間

二 前項の規定による坑井の数の指定は、共同開発鉱区的面積及びその上部水域の水深、前項第二号又は第三号の期間開始前に共同開発鉱区において掘さくされた坑井の数のその他の事情を考慮して行うものとし、その数は、二を超えてはならない。

三 当該共同開発鉱区に係る大韓民国開発権者が当該共同開発鉱区において掘さくした坑井は、第一項の規定の適用については、当該探査権者が掘さくしたものとみなす。

(施業案)

第三十五条 操業管理者たる特定鉱業権者(第三十七條第一項前段の認可を受けた大韓民国開発権者を含む。以下同じ)は、事業に着手する前に、通商産業省令で定めるところにより、施業案を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

二 操業管理者たる特定鉱業権者は、前項の認可を受けた施業案によるものでなければ、事業を行つてはならない。

(指定区域における採掘等の制限)

第三十六条 操業管理者たる特定鉱業権者は、指定区域(共同開発区域内の一定の区域で、漁業生産上重要な魚礁が存在するため、その区域内における天然資源の探査又は採掘を制限する必要があるものとして通商産業大臣が農林大臣と協議して指定するものをいう。以下同じ)において、天然資源の探査又は採掘のための工作物の設置又は海底の形質の変更をしようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

二 通商産業大臣は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る工作物の設置又は海底の形質の変更が、当該魚礁の効用を著しく低下させ、又は喪失させるおそれがあると認めるときは、同項の許可をしない。

三 通商産業大臣は、第一項の許可をしようとするときは、農林大臣に協議しなければならない。

四 指定区域の指定は、その区域を告示することにより行う。

(特定鉱業権消滅時の特例)

第三十七条 特定鉱業権がその存続期間の満了前に消滅した場合において、その消滅の時に操業管理者でなかつた当該大韓民国開発権者が当該共同開発鉱区の区域において天然資源の探査又は採掘を行おうとするときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の認可を受けなければならない。特定鉱業権の消滅の時に操業管理者であつた当該大韓民国開発権者についても、同様とする。

二 通商産業大臣は、前項前段の認可を受けた大韓民国開発権者が次の各号の一に該当するとき、同項前段の認可を取り消すことができる。

一 第三十五条第二項の規定に違反して事業を行つたとき。

二 前条第一項の規定に違反して工作物の設置又は海底の形質の変更をしたとき。

三 第四十八条の規定により読み替えて適用す

昭和五十三年六月十四日 参議院會議録第二十五号

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案

八二二

る鉱山保安法第二十二條第二項、第二十四條又は第二十四條の二第一項の規定による命令に従わないとき。

(共同採掘契約)

第三十八條 油層(ガス層を含む。以下同じ。)が共同開発区域の境界線にまたがって存在すると認められる場合には、その油層が存在する共同開発区域の特定鉱業権者は、その油層内の天然資源の採掘を効率的に行うため、その油層が存在する鉱区若しくは租鉱区(石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区に限る。)の鉱業権者若しくは租鉱権者又は大韓民国の法令に基づきその油層が存在する区域において天然資源の採掘をすることを認可された者と協議し、共同して当該天然資源の採掘をするため必要な天然資源の分配及び費用の分担に関する事項その他通商産業省令で定める事項に関する契約(以下「共同採掘契約」という。)を締結するように努めなければならない。

2 油層が共同開発区域の境界線にまたがって存在すると認められる場合(前項に規定する場合を除く。)には、その油層が存在する二以上の共同開発区域の特定鉱業権者は、その油層内の天然資源の採掘を効率的に行うため、相互に協議し、共同採掘契約を締結するように努めなければならない。

3 共同採掘契約は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。その変更についても、同様とする。

4 通商産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 天然資源の分配及び費用の分担に関する事項が協定第二十三條第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定に適合していることその他共同採掘契約に定める事項が当該天然資源の採掘の円滑な実施を妨げるお

それがないこと。

二 共同採掘契約について協定第二十三條第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の大韓民国政府の承認が与えられていること。

第三章 損害の賠償

(賠償義務)

第三十九條 共同開発区域における天然資源の探査又は採掘のための大陸棚の掘さく又は坑水若しくは廃水の放流によつて、日本国の国民又は法人、大韓民国の国民又は法人その他これらの国に住所又は居所を有する者に損害を与えたときは、損害の発生の際における当該共同開発区域の特定鉱業権者(損害の発生の際に特定鉱業権が消滅しているときは、その消滅の際における当該共同開発区域の特定鉱業権者)及び当該共同開発区域に係る大韓民国開発権者(損害の発生の際に大韓民国開発権が消滅しているときは、その消滅の際における当該共同開発区域に係る大韓民国開発権者)が、連帯してその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、協定第十五條第一項に規定する場合における天然資源の探査又は採掘のための大陸棚の掘さく又は坑水若しくは廃水の放流によつて与えた損害については、その天然資源の探査又は採掘を行つた特定鉱業権者又は大韓民国開発権者が単独で賠償する責めに任ずる。

2 前項の規定により損害を賠償する責めに任ずる特定鉱業権者又は大韓民国開発権者が損害の発生後に特定鉱業権者又は大韓民国開発権者を譲り渡したときは、特定鉱業権を譲り受けた者又は大韓民国開発権を譲り受けた者は、同項の規定により損害を賠償する責めに任ずる特定鉱業権者又は大韓民国開発権者と連帯して損害を賠償する義務を負う。

3 前二項の規定による賠償については、特定鉱業権共有者又は大韓民国開発権共有者としての義務は、連帯とする。

4 第二項に規定する場合において、特定鉱業権を譲り受けた者又は大韓民国開発権を譲り受けた者が賠償の義務を履行したときは、第一項の規定により損害を賠償する責めに任ずる特定鉱業権者又は大韓民国開発権者に対し、償還を請求することができる。

5 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第百一十一條、第百一十三條、第百一十四條第一項、第百一十五條第一項及び第百一十六條の規定は、共同開発区域における天然資源の探査又は採掘のための大陸棚の掘さく又は坑水若しくは廃水の放流による損害の賠償に準用する。

(裁判管轄)

第四十條 共同開発区域における天然資源の探査又は採掘により生ずる損害の賠償の訴えは、原告の普通裁判所所在地の裁判所に提起することができる。

(和解の仲介)

第四十一條 鉱業法第百二十二條から第百二十五條までの規定は、共同開発区域における天然資源の探査又は採掘により生ずる損害の賠償に関する紛争に係る和解の仲介に準用する。この場合において、同法第百二十二條、第百二十三條第一項及び第百二十四條第一項中「通商産業局長」とあるのは、「通商産業大臣」と読み替へるものとする。

第四章 雑則

(手数料)

第四十二條 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第十條第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の許可の申請をする者

二 第十二條の許可の申請をする者

三 第十五條第一項又は第二項の規定による届出をする者

四 第二十一條第一項の認可の申請をする者

五 第二十四條第一項の認可の申請をする者

六 第三十八條第三項の認可の申請をする者(報告及び検査)

第四十三條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定鉱業権者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、特定鉱業権者の事業所若しくは事務所立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(修正又は補充)

第四十四條 通商産業大臣は、第十二條の許可の申請の書類が完備していないときは、相当の期限を付してその修正又は補充を命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の規定により指定した期限までに修正又は補充が行われないうときは、当該申請を却下しなければならない。

(聴聞)

第四十五條 通商産業大臣は、第二十八條第一項第一号から第七号までの規定による特定鉱業権の取消し又は第三十七條第二項第一号若しくは第二号の規定による認可の取消しをしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当の期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について、証拠を提出し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第四十六條 この法律又はこの法律に基づく政令

の規定による処分についての異議申立てに対する決定は、前条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

(鉱業法の適用除外)

第四十七條 共同開発区域における天然資源の調査及び採掘については、鉱業法の規定は、適用しない。

(鉱山保安法の適用)

第四十八條 操業管理者たる特定鉱業権者に関する鉱山保安法の規定の適用については、同法の規定(第二條第一項、第七條、第二十三條、第三十一條の二及び第四十八條第一項の規定を除く。)中「鉱業権者」とあるのは「日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第三十五條第一項に規定する操業管理者たる特定鉱業権者」と、同法第九條の二第二項中「鉱業権」とあるのは「特定鉱業権」と、同法第二十二條第一項中「鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九號)第六十三條(同法第八十七條において準用する場合を含む。)」とあるのは「日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第三十五條第一項」と、同法第二十二條第二項中「通商産業局長と協議し、理由を示して」とあるのは「理由を示して」と、同法第二十四條の二第二項及び第二十五條第一項中「命ずることができ」とあるのは「命ずることができ」と、この場合において、次項の規定は、適用しない」と、同法第二十五條の二第二項中「鉱区外又は租界外」とあるのは「共同開発鉱区外(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第三十七條第一項前段の場合にあつては、同項前段に規定する区域外。第三十六條第二項において同じ。)」

と、「命ずることができ」とあるのは「命ずることができ」と。この場合において、次項の規定は、適用しない」と、同法第二十六條第一項中「鉱業権」とあるのは「特定鉱業権」と、同法第二十九條中「鉱業事務所」とあるのは「省令で定める場所」と、同法第三十六條第二項中「鉱区外又は租界外」とあるのは「共同開発鉱区外」とする。

(鉱区税の特例)

第四十九條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六號)の規定の適用については、共同開発鉱区を同法第七十八條及び第九十三條第三項の鉱区と、自治大臣が共同開発区域の關係県として指定する県(以下「關係県」という。)を同法第七十八條の鉱区所在の道府県と、特定鉱業権者を同条及び同法第九十五條の鉱業権者として、特定鉱業権を同条の鉱業権とみなす。

2 關係県が共同開発鉱区に対して課する鉱区税の課税標準は、地方税法第七十八條の規定にかかわらず、共同開発鉱区の面積に、關係県ごとに当該關係県に係る率として自治大臣が定める率を乗じて得た面積とする。この場合において、關係県に係る率は、その合計が百分の百となるように定めるものとする。

3 共同開発鉱区に対して課する鉱区税の税率は、地方税法第八十條の規定にかかわらず、次の各号に掲げる共同開発鉱区の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、同条第四項の規定を準用する。

- 一 探査権の共同開発鉱区 面積百アルゴとに年額二十円
- 二 採掘権の共同開発鉱区 面積百アルゴとに年額百二十円
- 三 自治大臣は、第一項の規定により關係県に係る指定をし、又は第二項の規定により關係県に係る率を定めたときは、これらの事項を告示するとともに、關係県の知事に通知しなければならない。当該指定に係る關係県又は当該率を変更したときも、同様とする。

5 通商産業大臣は、第三十二條第一項の規定により同項第一号又は第二号に掲げる事項を登録したときは、政令で定めるところにより、自治大臣及び關係県の知事に通知しなければならない。

(政令への委任)

第五十條 この法律に定めるもののほか、次に掲げる事項については、政令で必要な規定を設けることができる。

- 一 共同開発区域における天然資源の探査又は採掘に關連する事項に關する法令の適用に關する技術的調整
- 二 共同開発区域における天然資源の探査又は採掘に關連する事項に關し、協定第十九條の規定により、大韓民国の法令が適用されている場合において、操業管理者の変更により日本国の法令が適用されることとなるときの経過措置

三 前二号に掲げるもののほか、協定の実施に伴い必要とされる事項

第五章 罰則

第五十一條 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第五條の規定に違反して天然資源の探査又は採掘をした者
- 二 詐欺その他不正の行為により第十二條の許可を受けた者
- 三 過失により共同開発鉱区外に侵襲した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十二條 前条第一項第一号の犯罪に係る天然資源を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分した者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第五十三條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第三十五條第二項の規定に違反して事業を行つた者

二 第三十六條第一項の規定に違反して工作物の設置又は海底の形質の変更をした者

第五十四條 第四十三條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

第五十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第五十一條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)
1 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際定められている一の小区域に属する区域を鉱業出願地(鉱業法第二十七條第一項に規定する鉱業出願地をいう。以下同じ。)とする石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の設定の出願(当該小区域に属する区域を鉱業出願地の一部とするものを含む。)であつて、当該出願に係る鉱業出願地のうち同条の規定により優先権を有する部分(当該小区域に属するものに限る。)の面積の合計が当該小区域の面積の三分の二を超えるものを、この法律の施行の際現にしている者が、当該小区域に係る第十六條第一項の規定による告示が行われた日から三十日を経過する日前に、第十二條の許可の申請をしたときは、その申請については、第十八條第一項第二号の規定は、適用しない。

(登録免許税法の一部改正)
3 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五號)の一部を次のように改正する。
第十一條第一項中「鉱業権」の下に「、特定鉱業権」

昭和五十三年六月十四日 参議院會議録第二十五号

日本国と大韓民国との間の河国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガ
ス資源の開発に関する特別措置法案

八二四

業権」を加える。

第十六条第一号中「別表第一の」を「別表第二」に改め、同条第二号中「別表第一の」を「別表

第一に、「又は租釐区」を「若しくは租釐区又は同表第一第十七号の二に掲げる共同開発釐区」に改める。

別表第一第十七号の次に次のように加える。

十七の二 特定鉱業権の登録(特定鉱業権の信託の登録を含む。)

(一) 探査権の設定の登録	共同開発鉱区の面積	十万平方米メートルにつき三百
(二) 探査権の共同開発鉱区の減少の登録	共同開発鉱区の減少をする部分の数	一個につき十二万円
(三) 探査権の移転の登録	共同開発鉱区の面積	十万平方米メートルにつき三千円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	共同開発鉱区の面積	十万平方米メートルにつき百五十円
ロ その他の原因による移転の登録	共同開発鉱区の面積	一個につき六万円
(四) 放棄による探査権の消滅の登録	共同開発鉱区の数	十万平方米メートルにつき二千四百円
(五) 探掘権の設定の登録	共同開発鉱区の面積	十万平方米メートルにつき二百四十円
(六) 探掘権の存続期間の延長の登録	共同開発鉱区の減少をする部分の数	一個につき二十四万円
(七) 探掘権の共同開発鉱区の減少の登録	共同開発鉱区の数	十万平方米メートルにつき二百四十円
(八) 探掘権の移転の登録	共同開発鉱区の数	一個につき六万円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	共同開発鉱区の数	十万平方米メートルにつき百円
ロ その他の原因による移転の登録	共同開発鉱区の数	一個につき六万円
(九) 放棄による探掘権の消滅の登録	共同開発鉱区の数	十万平方米メートルにつき百円
(十) 探掘権の共同開発鉱区の特許権若しくは探掘権の処分の特許権の登録	共同開発鉱区の特許権若しくは探掘権の処分の特許権の登録	十万平方米メートルにつき百円
(十一) 順位の変更による探掘権の特許権の登録	共同開発鉱区の特許権の登録	一個につき十二万円
(十二) 探掘権の移転の登録	共同開発鉱区の特許権の登録	十万平方米メートルにつき六十円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	共同開発鉱区の特許権の登録	十万平方米メートルにつき百二十円
ロ その他の原因による移転の登録	共同開発鉱区の特許権の登録	十万平方米メートルにつき百二十円

- (四) 抵当権の順位の變更の登録
(五) 信託の登録
(六) 特定鉱業権共有者の脱退の登録
(七) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは變更の登録（これらの登録のうち(一)から(五)までの登録に該当するものを除く。）
(八) 登録の抹消

抵当權の件數	一件につき二万円
共同開發鉅區の面積	十萬平方メートルにつき百二十円
共同開發鉅區の數	一個につき九万円
共同開發鉅區の數	一個につき二万円
共同開發鉅區の數	一個につき二万円

〔楠正俊君登壇、拍手〕

○楠正俊君　ただいま議題となりました日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚がたなの南部の共同開発に関する協定の

実施に伴い、共同開発区域において日本国と大韓民国の開発権者による石油及び可燃性天然ガスの共同開発事業が円滑に行われるよう鉱業法の特例を設けようとするものであって、その主な内容は次のとおりであります。

第一は、大韓民国の開発権者と共同して、石油及び可燃性天然ガスを探査、採掘及び取得する権利を特定鉱業権とし、この権利は、通産大臣が経理的基礎及び技術的能力などを勘案して設定の許可をすることになっていることです。

第二に、特定鉱業権の設定の許可を受けた者は、石油及び可燃性天然ガス資源の分配並びに費用の分担に関する事項、漁業との調整に関する事項などを内容とする共同開発事業契約を大韓民国の開発権者との間で締結し、通産大臣の認可を受けることとしていることであります。

第三は、一定の期間内の鉱区の放棄義務及び探

査のための坑井の掘削義務など、探鉱促進のための新たな措置を講じようとするものであります。

第四は、共同開発事業契約の中に漁業との調整に関する事項を必ず記載させて十分な調整を行はせるとともに、大陸だなの掘削等により損害を与えたときは、特定鉱業権者及び大韓民国の開発権権者が連帯して賠償する責任を負うものとし、その場合の裁判管轄についても特例を設けようとするものであります。

委員会におきましては、福岡県に委員を派遣して六名の公述人からの意見聴取及び現地視察を行い、また、参考人六名からの意見聴取を行うとことにも、外務委員会、農林水産委員会、公害対策及び環境保全特別委員会との連合審査会を開催したほか、日韓大陸だなの早期共同開発の必要性、共同開発区域の座標の決め方、共同開発区域と二百海里経済水域との関係、石油埋蔵量の試算、石油開発公団の投融資の是非、漁業被害に対する対応策、海洋汚染防止対策、中国及び北朝鮮の抗議声明に対する外務省の考え方、竹島問題の解決方法等についてきわめて慎重かつ熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党大森委員、公明党峯山委員、日本共産党安武理事、新自由クラブ柿沢委員よりそれぞれ反対、自由民主党・自由国民会議中村委員、民社党井上

委員よりそれぞれ賛成の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、可否同数となりましたので、国会法第五十条により、委員長は本法律案を原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙吉) 本案に対し、討論の通告がございませう。発言を許します。対馬孝且君。

〔対馬孝且君登壇、拍手〕

○対馬孝且君 私は、ただいま議題となっておりまして、日韓大陸間協定特別措置法案につきまして、日本社会党を代表し、反対の討論を行います。

この法律案は、去る四十九年五月、第七十二回国会に提出されて以来、実に四年もの長きにわたって、廃案、継続を重ねてまいりました。この事実こそは、この法律案がきわめて多くの問題点を含んでおり、審議が進むにつれて、これらの問題点が解明されるどころか、雪だるま式にふくれ上りがつてきたことによつて、協定の不当性がより一層浮き彫りになり、黒い疑惑はますます深まってきたことを何よりも雄弁に物語っているものであります。

しかるに、政府・自民党は、国民や関係漁民の切なる反対の声には少しも耳をかさず、質疑打ち切りの暴挙をあえてしてまで日韓共同開発を強引に押し進めようとしているのであります。国論に背を向け、中国や朝鮮民主主義人民共和国の抗議声明に耳をかさず、一部の者の利益を優先させて、国を売るような行為が果たして許されてよいものでしょうか。日韓大陸間協定の共同開発を今日のような状態のもとで強行することは、必ず将来に禍根を残すことは明らかであります。

なぜわれわれが今回の共同開発に反対するのかについては、これを一つ一つ列挙していただくのは、限られた時間内ではとうてい説明できません。しかし、少なくとも私は、次の四点についてここで指摘をしておきたいのであります。

その第一は、中国との関係についてであります。

言うまでもなく、東シナ海の大陸棚の共同開発は、その関係国である日本、中国、韓国、朝鮮民主主義人民共和国の各国が円満な話し合いをした上で、共同の繁栄のためになされるべきであります。しかるに、政府は、中国や朝鮮民主主義人民共和国のたび重なる抗議に少しも耳をかさず、日韓両国で勝手に話し合い、一方的に区域を設定し、その開発を強行しようとしております。

地図を見れば明らかのように、共同開発区域の存在する大陸棚は、中国から延びてきた大陸棚の一つのものであり、また、現在成熟しつつある二百海里の排他的経済水域制度という観点からいたしまして、中国の二百海里線に大きく食い込んでおるのであります。したがって、中国の理解と関係国相互の合意を得て初めて開発が平和裏に行われるものであり、これを行わずして開発を強行すれば、将来に国際紛争を起こすおそれは火を見るよりも明らかであると言わなければなりません。

第二は、共同開発区域が日韓大陸間の中間線より日本側に位置し、わが国の主権が著しく侵されておるという点であります。

本来、日韓両国の間に隣接する大陸棚の境界画定は、衡平の原則に従つて、合意により行われるものであり、この場合は日韓中間線で画定するのが妥当であることは、世界の多くの事例からも、また、国際法に照らしてもきわめて当然のことである。しかるに、政府は、韓国が主張している自然延長論が国連海洋法会議の動向から見ても有利になってきているとの詭弁を弄し、譲るべからざるの護歩をして共同開発区域を設定しているのであります。わが国の主権を当然主張し得る地域で、なぜ韓国と共同開発をしなければならないのか、私にはどうしても理解ができませんのであります。

現在、第三次国連海洋法会議においては、二百海里経済水域の設定問題が審議をされておりますが、遠からず二百海里経済水域の設定の時代が到来することは必至であります。もしそうなれば、共同開発区域は当然わが国の経済水域に含まれるものであり、海底の資源もわが国に当然帰属することは明らかであります。そうであるならば、新たな経済水域の制度の確立を待ってから開発をするのが真の国益に合致するものであり、それを待たずに強行しようとするのは、わが国の資源主権を半世紀の長きにわたつてみずから放棄をし、むざむざわが国益を損ねるばかりか、その裏には何かきわめてどろどろとした黒い霧の存在をもうかがわせるのであります。

第三は、政府・自民党が質疑打ち切りまでして押し進めようとしているこの共同開発区域には、言われているような石油の埋蔵は期待できないという点であります。

政府は当初、共同開発区域には七億キロリットルの石油埋蔵量が期待できるかのように宣伝をしてきたのでありますが、委員会審議の過程で、われわれの追及によつて、それが誤りであったことを認め、三億数千万キロリットルという数字に改めております。しかし、三億数千万キロリットルも石油の可採埋蔵量があるというの、あくまでも不確実な期待であり、決して十分な調査に基づく信憑性のあるものではないのであります。それにもかかわらず、もし開発事業が実施されれば、開発費の大部分は、石油開発公社や開発銀行から投融資をされることになっているのであります。このように、日韓大陸間協定の共同開発は、あるかないかわからない石油開発のために五千億にも上る巨額の資金が国民の税金から賄われる仕組みになっており、ここに構造汚職の温床ともなりかねない多くの問題をばらばらでいふと言わなければなりません。言いかえれば、共同開発が実施されれば、少なくとも五千億もの巨額の資金が石油開発公社、開発銀行を通して投資されることになっておりますが、こうした巨額のわが国民の血税が朴政権の下に入れとなり、これが逆流をしてわが国の一部の韓国ロビーのふところを潤すことになる共同開発は、絶対に許すことはできません。

第四は、海洋汚染や漁業への影響についてであります。

その最高、最新の技術を誇る北海油田ですら、昨年四月には噴出事故を起こしているものであります。このことを考えても明らかのように、海洋技術でよくあれをいっているわが国で事故が絶対に起きないとは、だれがこれを言い切れるのでしょうか。そもそも、この共同開発区域は、黒潮が太平洋と日本海とに流れる分岐点に当たっており、数多くの漁礁が分布し、アジ、サバ、イカなどの産卵地となり、きわめて豊かな漁場であります。

この区域の年間の漁獲高は五万七千トン、金額にして百八十七億七千万円の貴重なたん白源をわが国民にもたらしているものであります。もし、万一事故が発生すれば、これらの貴重なたん白源が失われるばかりではなく、この漁場に依存をする六千三百五十人の漁民諸君がその生計の道を断たれることは明らかであります。

それのみならず、一たん流出した油は、さらに海流に乗って西日本全体を死の海としてしまふおそれがあるものであります。ところが、一方、防災対策、海洋汚染防止対策はどうかと言へば、きわめてずさんなもので、事故防止の技術や関係法令の整備はきわめて不十分であると言わざるを得ないのであります。

日韓大陸間協定の共同開発は、こうした最も基本となるべき問題について十分な対策がなされておらないにもかかわらず、無理やり開発に踏み切ろうとするのは全く危険きわまりないものと言わざるを得ないのであります。

以上、私は、この日韓大陸間協定の共同開発がいかに不当なものであり、決して急ぐべきものではないという理由について四点ばかり述べてまいりましたが、もちろん、究明されなければならぬ問題点はほかにもまだまだたくさんあるものであります。

五十年という気の遠くなるような長期協定をきわめて不明朗な形で締結したことからして、国民

昭和五十三年六月十四日 参議院会議録第二十五号

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案

八二五

八二五

昭和五十三年六月十四日 参議院會議録第二十五号

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案

は、日韓共同開発に強い不信、不安を抱いております。われわれは、これらの不信、不安が解消されない限り、日韓共同開発は凍結すべきであるとの基本方針のもとに、慎重審議を要求してまいりました。

このために、わが党は、商工委員会における本特別措置法案の審議に当たって五人の質疑者を予定し、各委員がそれぞれ分担に従って各八時間、総計四十時間の質疑通告をしておりました。実のところ、本特別措置法案の疑義をただすには四十時間ではとても足りないわけでありましたが、他党の質疑者も多くいることも考慮をいたしまして、忍びがたきを忍んで大幅に譲歩し、四十時間に縮めたのであります。

しかるに、政府・自民党は、われわれの最低時間間も保障せず、会期内に何が何でも本案を成立させるといふ誤った方針のもとに、質疑打ち切りという暴挙に出たのでありますが、私どもは、議会民主主義を否定するこのような暴挙を断じて許すことができないのであります。私は、政府・自民党の暴挙を強く求めるものであります。

わが国の固有の領土である竹島を不法占拠して、武力で日本漁民を退去させる暴挙は絶対に認めることはできません。わが国のたゞ重要な抗議に對して何らの誠意を示さない韓国とどうして仲よく共同開発をすることができましょうか。政府は、わが国の領土に土足で踏み込んでくるような韓国に、なぜこうまで卑屈な態度をとり続けな

ればならないのでありましょうか。私は、石油の安全確保という大義名分のもとに行われる日韓大陸だなの共同開発の裏に、別な黒い影のあることにいよいよ確信を強めざるを得ないのであります。政府がもし日韓関係には癒着や不正な金銭取引などは絶対にないと言ひ切るのであれば、まずもって日韓汚職問題の解明に積極的に取り組むべきであります。

私は、余りにも問題が多く、将来に必ず禍根を残すであろうこの日韓共同開発をまずもって凍結をし、本案を直ちに撤回することを強く要求するものであります。そして最後に、何よりも日中平和友好条約の締結に全力を挙げて取り組むべきであることを申し上げ、日韓大陸だな特別措置法案に對する反対の討論を終わります。(拍手)

○議長(安井謙君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決をいたします。

表決は記名投票をもつて行います。本案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(安井謙君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(安井謙君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(安井謙君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十七票

白色票

百三十票

青色票

百七票

よつて、本案は可決されました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名

百三十名

安孫子藤吉君	青井 政美君
浅野 弘君	井上 吉夫君
伊江 朝雄君	岩動 道行君
石破 二郎君	石本 茂君
糸山英太郎君	稲嶺 一郎君
岩上 二郎君	岩崎 純三君
上田 稔君	上原 正吉君
植木 光教君	江藤 智君
衛藤征士郎君	遠藤 要君
遠藤 政夫君	小澤 太郎君
大島 友治君	大鷹 淑子君
大谷藤之助君	岡田 広君
長田 裕二君	加藤 武徳君
梶木 又三君	片山 正英君

金井 元彦君	金丸 三郎君
上條 勝久君	亀井 久興君
亀長 友義君	河本嘉久蔵君
木村 睦男君	北 修二君
久米健太郎君	楠 正俊君
熊谷太三郎君	熊谷 弘君
源田 実君	小林 国司君
後藤 正夫君	郡 祐一君
佐々木 満君	佐藤 信二君
斎藤栄三郎君	斎藤 十朗君
坂野 重信君	坂元 親男君
山東 昭子君	志村 愛子君
嶋崎 均君	下条進一郎君
新谷寅三郎君	菅野 儀作君
鈴木 正一君	鈴木 省吾君
世耕 政隆君	園田 清充君
田代由紀男君	田原 武雄君
高橋 圭三君	高橋 善富君
高平 公友君	竹内 潔君
塚田十一郎君	土屋 義彦君
寺下 岩蔵君	戸塚 進也君
徳永 正利君	中西 一郎君
中村 啓一君	中山 太郎君
中村 禎二君	中山 太郎君
永野 巖雄君	夏目 忠雄君
鍋島 直昭君	成相 善十君
西村 尚治君	野呂田芳成君
長谷川 信君	桑野 章君

初村 滝一郎君	鳩山 威一郎君
林 寛子君	林 道君
原文 兵衛君	松垣 徳太郎君
平井 卓志君	福岡 日出麿君
福島 茂夫君	藤井 裕久君
藤井 丙午君	藤川 一秋君
藤田 正明君	二本 謙吾君
降矢 敬義君	降矢 敬雄君
細川 護熙君	堀内 俊夫君
堀江 正夫君	真鍋 賢二君
前田 勲男君	増岡 康治君
増田 盛君	町村 金五君
丸茂 重貞君	三善 信二君
宮田 輝君	最上 進君
望月 邦夫君	森下 泰君
八木 一郎君	安田 隆明君
山崎 竜男君	山内 一郎君
山本 富雄君	吉田 実君
井上 計君	柄谷 道一君
木島 則夫君	栗林 卓司君
三治 重信君	田淵 哲也君
中村 利次君	藤井 恒男君
柳澤 鍊造君	和田 春生君

反対者(青色票)氏名

百七名

案納 勝君	小野 明君
大木 正吾君	大塚 喬君
大森 昭君	粕谷 照美君
片岡 勝治君	片山 甚市君
勝又 武一君	川村 清一君
久保 亘君	栗原 俊夫君
小谷 守君	小柳 勇君
小山 一平君	佐藤 三吾君
坂倉 藤吾君	志苦 裕君
源谷 英行君	田中 寿美子君
高杉 勉忠君	竹田 四郎君
対馬 孝且君	寺田 熊雄君
戸叶 武君	野口 忠夫君
野田 哲君	浜本 万三君
広田 幸一君	福岡 知之君
藤田 進君	松前 達郎君
松本 英一君	丸谷 金保君
宮之原 貞光君	村沢 牧君
村田 秀三君	目黒 今朝次郎君
森下 昭司君	矢田部 理君
安恒 良一君	安永 英雄君
山崎 昇君	吉田 忠三郎君
吉田 正雄君	和田 静夫君
阿部 憲一君	相沢 武彦君
和泉 照雄君	太田 淳夫君
柏原 やス君	上林 繁次郎君
黒柳 明君	桑名 義治君
小平 芳平君	塩出 啓典君

○議長(安井謙君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十六分散会

渋谷 邦彦君	白木 義一郎君
鈴木 一弘君	田代 富士男君
多田 省吾君	中尾 辰義君
中野 明君	二宮 文造君
馬場 富君	原田 立君
藤原 房雄君	三木 忠雄君
峯山 昭範君	宮崎 正義君
矢追 秀彦君	矢原 秀男君
渡部 通子君	市川 正一君
上田 耕一郎君	小笠原 貞子君
神谷 信之助君	河田 賢治君
沓脱 タケ子君	小巻 敏雄君
佐藤 昭夫君	下田 京子君
立木 洋君	内藤 功君
橋本 敦君	宮本 顕治君
安武 洋子君	山中 郁子君
渡辺 武君	青島 幸男君
市川 房枝君	下村 泰君
山田 勇君	有田 一寿君
柿沢 弘治君	野末 陳平君
円山 雅也君	森田 重郎君
秦 豊君	加瀬 完君
前島 英三郎君	

出席者は左のとおり。

議員

議長 安井 謙君	副議長 加瀬 完君
太田 淳夫君	馬場 富君
和泉 照雄君	矢原 秀男君
渡部 通子君	藤原 房雄君
桑名 義治君	相沢 武彦君
井上 計君	中野 明君
三木 忠雄君	柳澤 鍊造君
柄谷 道一君	金丸 三郎君
塩出 啓典君	峯山 昭範君
上林 繁次郎君	阿部 憲一君
和田 春生君	三治 重信君
遠藤 政夫君	衛藤 征士郎君
原田 立君	矢追 秀彦君
田代 富士男君	黒柳 明君
栗林 卓司君	木島 則夫君
松垣 徳太郎君	吉田 実君
鈴木 一弘君	宮崎 正義君
渋谷 邦彦君	柏原 やス君
藤井 恒男君	中村 利次君
原文 兵衛君	中村 慎二君
二宮 文造君	白木 義一郎君
小平 芳平君	多田 省吾君
中尾 辰義君	田淵 哲也君
新谷 寅三郎君	上原 正吉君
下村 泰君	山田 勇君

昭和五十三年六月十四日

参議院会議録第二十五号

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案

前島英三郎君	市川 房枝君
青島 幸男君	秦 豊君
前田 勲男君	亀長 友義君
北 修二君	熊谷 弘君
下条進一郎君	鈴木 正一君
田原 武雄君	岩崎 純三君
伊江 朝雄君	浅野 祐君
長谷川 信君	後藤 正夫君
戸塚 進也君	糸山英太郎君
中西 一郎君	上田 稔君
坂元 親男君	寺下 岩藏君
林 道君	安孫子藤吉君
世耕 政隆君	小林 国司君
中山 太郎君	志村 愛子君
河本嘉久藏君	金井 元彦君
片山 正英君	土屋 義彦君
長田 裕二君	木村 睦男君
八木 一郎君	塚田十一郎君
鍋島 直紹君	源田 実君
郡 祐一君	二木 謙吾君
小澤 太郎君	岩動 道行君
園田 清亮君	丸茂 重貞君
大鷹 淑子君	平井 卓志君
井上 吉夫君	上條 勝久君
初村滝一郎君	岩上 二郎君
田代由紀男君	山本 富雄君
三善 信二君	真鍋 賢二君
増岡 康治君	高橋 圭三君

高平 公友君	竹内 潔君
中村 啓一君	成相 善十君
野呂田芳成君	遠藤 要君
亀井 久興君	坂野 重信君
堀内 俊夫君	佐々木 満君
森下 泰君	望月 邦夫君
最上 進君	細川 護熙君
斎藤 十朗君	青井 政美君
石敬 二朗君	大島 友治君
岡田 広君	斎藤栄三郎君
山東 昭子君	植木 光教君
安田 隆明君	梶木 又三君
藤井 丙午君	嶋崎 均君
稲嶺 一郎君	山崎 竜男君
増田 盛君	徳永 正利君
江藤 智君	大谷藤之助君
町村 金五君	西村 尚治君
藤田 正明君	楠 正俊君
佐藤 信二君	藤川 一秋君
柿沢 弘治君	岡山 雅也君
降矢 敬雄君	堀江 正夫君
降矢 敬義君	有田 一寿君
森田 重郎君	野末 陳平君
林 寛子君	福島 茂夫君
藤井 裕久君	高杉 勉忠君
村沢 牧君	勝又 武一君
宮田 輝君	福岡日出磨君
鳩山威一郎君	秦野 章君

広田 幸一君	矢田部 理君
案納 勝君	志苦 裕君
高橋 誉富君	中村 太郎君
永野 殿雄君	夏目 忠雄君
片山 甚市君	目黒今朝次郎君
赤桐 操君	小山 一平君
石本 茂君	鈴木 省吾君
久次米健太郎君	菅野 儀作君
安永 英雄君	竹田 四郎君
村田 秀三君	大塚 喬君
熊谷太三郎君	加藤 武徳君
山内 一郎君	西ヶ久保重光君
山崎 昇君	浜本 万三君
瀬谷 英行君	坂倉 藤吾君
佐藤 三吾君	下田 京子君
佐藤 昭夫君	大森 昭君
松前 達郎君	梶山 篤君
山中 郁子君	安武 洋子君
内藤 功君	安恒 良一君
吉田 正雄君	大木 正吾君
丸谷 金保君	香脱タケ子君
小巻 敏雄君	福岡 知之君
森下 昭司君	青木 薪次君
野田 哲君	対馬 孝且君
粕谷 照美君	小笠原貞子君
神谷信之助君	寺田 熊雄君
片岡 勝治君	宮之原貞光君
上田 哲君	和田 静夫君

国務大臣

松本 英一君	立木 洋君
橋本 敦君	久保 亘君
小野 明君	川村 清一君
田中寿美子君	野口 忠夫君
栗原 俊夫君	市川 正一君
渡辺 武君	秋山 長造君
小谷 守君	吉田忠三郎君
戸叶 武君	小柳 勇君
阿具根 登君	藤田 進君
河田 賢治君	宮本 顯治君
上田耕一郎君	

農林大臣

中川 一郎君

通商産業大臣

河本 敏夫君

自治大臣

加藤 武徳君

国務大臣 (総理府総務長官)

鶴村佐四郎君

議長の報告事項

去る七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

鈴木 正一君	加藤 武徳君
岩上 二郎君	竹内 潔君
井上 計君	藤井 恒男君
野末 陳平君	柿沢 弘治君

黑柳 明君

の一部を改正する法律案

同日国会において承認することを議決した次の件

旨の通知書を受領した

記

異動前の氏名 官職名 異動後の官職名 異動年月日

人事院事務局長 長橋 進君 人事院事務局長 昭三・六・七

人事院事務局長 今村久明君 退 職 昭三・六・六

同日議長は内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第八十四回国会政府委員に任命することを承認した。

人事院事務総局管理局长 橋 利弥君
人事院事務総局任用局長 長橋 進君
去る八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

斎藤栄三郎君

補欠

金丸 三郎君

源田 実君

石破 二郎君

堀江 正夫君

高平 公友君

藤井 恒男君

井上 計君

柿沢 弘治君

野末 陳平君

地方行政委員

辞任

金丸 三郎君

補欠

斎藤栄三郎君

辞任

井上 計君

補欠

藤井 恒男君

野末 陳平君

柿沢 弘治君

運輸委員

辞任

石破 二郎君

補欠

源田 実君

辞任

高平 公友君

補欠

堀江 正夫君

辞任

野末 陳平君

補欠

円山 雅也君

辞任

高杉 勉忠君

補欠

案納 勝君

広田 幸一君

寺田 熊雄君

柿沢 弘治君

野末 陳平君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

運輸委員会

理事

青木 薪次君

(目黒今朝次郎君の補欠)

同日委員長から次の報告書が提出された。

国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案可決報告書

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律案可決報告書

国有林野事業改善特別措置法案可決報告書

同日内閣総理大臣から議長宛、人事院事務総局管理局长橋利弥君外一名(六月七日議長承認)を第八十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

石破 二郎君

補欠

源田 実君

高平 公友君

堀江 正夫君

金丸 三郎君

斎藤栄三郎君

野末 陳平君

森田 重郎君

斎藤栄三郎君

金丸 三郎君

斎藤栄三郎君

金丸 三郎君

斎藤栄三郎君

金丸 三郎君

斎藤栄三郎君

金丸 三郎君

斎藤栄三郎君

金丸 三郎君

斎藤栄三郎君

金丸 三郎君

斎藤栄三郎君

金丸 三郎君

斎藤栄三郎君

金丸 三郎君

斎藤栄三郎君

金丸 三郎君

斎藤栄三郎君

金丸 三郎君

斎藤栄三郎君

金丸 三郎君

斎藤栄三郎君

金丸 三郎君

斎藤栄三郎君

金丸 三郎君

斎藤栄三郎君

金丸 三郎君

斎藤栄三郎君

金丸 三郎君

があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 官職名 異動後の官職名 異動年月日

郵政省貯金局長 高仲 優君 退 職 昭三・六・九

同日内閣総理大臣から議長宛、郵政大臣官房長河野弘君の第八十四回国会政府委員を同日付をもって免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第八十四回国会政府委員に任命することを承認した。

郵政大臣官房長兼 河野 弘君
郵政省貯金局長 河野 弘君
同日内閣総理大臣から議長宛、郵政大臣官房長兼郵政省貯金局長河野弘君(同日議長承認)を第八十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の締結について承認を求めるの件
市民的及び政治的権利に関する国際規約の締結について承認を求めるの件

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動

一昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

井上 計君

補欠

藤井 恒男君

辞任

円山 雅也君

補欠

柿沢 弘治君

商工委員

辞任

補欠

藤井 恒男君 井上 計君

昨十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

商工委員

辞任

補欠

矢田部 理君 瀬谷 英行君

運輸委員

辞任

補欠

瀬谷 英行君 矢田部 理君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

地方行政委員会

理事 神谷信之助君 (神谷信之助君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

オリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律案

民事執行法案

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

司法書士法の一部を改正する法律案

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を法務委員会に付託した。

司法書士法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の回付した次の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の回付した次の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

仮登記担保契約に関する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案(第八十回国会開法第三〇号)可決報告書

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律

仮登記担保契約に関する法律

本日議員上田耕一郎君外一名から委員会審査省略要求書を附して次の議案が提出された。

議長不信任決議案(決議第六号)

本日議員から次の議案が撤回された。

議長不信任決議案(上田耕一郎君外一名発議)(決議第六号)

本日議員上田耕一郎君外一名から委員会審査省略要求書を附して次の議案が提出された。

議長不信任決議案(決議第七号)

本日議員上田耕一郎君外一名から委員会審査省略要求書を附して次の議案が提出された。

議長不信任決議案(決議第七号)

本日議員上田耕一郎君外一名から委員会審査省略要求書を附して次の議案が提出された。

議長不信任決議案(決議第七号)

本日議員上田耕一郎君外一名から委員会審査省略要求書を附して次の議案が提出された。

議長不信任決議案(決議第七号)

本日議員上田耕一郎君外一名から委員会審査省略要求書を附して次の議案が提出された。

議長不信任決議案(決議第七号)

〔第二十三号参照〕

審査報告書

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年五月三十日

農林水産委員長 鈴木 省吾

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、農林漁業団体職員共済組合による給付に關し、国家公務員共済組合制度等の他の共済組合制度に準じて、既裁定年金の額の改定、年金の最低保障額の引上げ、遺族年金についての寡婦加算の額の引上げ、掛金及び給付の額の算定の基礎となる標準給与の月額の下限及び上限の引上げ等所要の改善を行おうとするものであつて、妥當な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行に要する経費は、昭和五十二年一一般会計予算に計上されている農林漁業団体職員共済組合費補助金約百十七億百万円のうちから支出される。

附帯決議

政府は、農林漁業団体の実情を踏まえ、職員自身の安定、老後保障に資するため、団体職員の待遇改善が図られるよう配慮するとともに、本制度については、給付内容の充実、国の財政援助の強化等が促進されるよう、次の事項を検討し、その達成に努めるべきである。

一、年金財政の健全性を確保するため、給付に要する費用に対する国の補助率を百分の二十以上に引き上げ、さらに財源調整費補助及び事務費を増額すること。

二、年金給付の実情に照らし、最低保障額の引上げを図るとともに、特に旧法年金の給付改善については、最低保障額につき新法の水準を考慮する等、新法年金との格差是正に努めること。

三、遺族の生活保障を増進する観点に立ち、遺族年金の給付水準の一層の引上げに努めること。

四、既裁定年金については、公務員給与の上昇に対応した年金自動スライド制による改定を検討すること。

五、今後の本制度の成熟化の進展に対処し、長期的な見地に立ち、年金の給付内容の改善と財政の安定等が期せられるよう、制度の研究・検討を一段と進めること。

審査報告書

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟

昭和五十三年六月十四日 参議院會議録第二十五号

に伴う措置に関する法律及び国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年五月三十日

大蔵委員長 嶋崎 均

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際復興開発銀行及び国際金融公社の出資の額が増額されることとなるのに伴い、我が国が出資するための措置を講ずるものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法律案に伴う国際復興開発銀行出資金として十一億四千万円、また国際金融公社出資金として十一億九千四百万円が、昭和五十三年度一般会計予算にそれぞれ計上されている。

附帯決議

政府は、国際復興開発銀行等の任務の重大性にかんがみ、その増資に当たつては加盟国の経済の現状を十分反映したものとなるように努めるとともに、その運営についてもさらに積極的に協力すべきである。

右決議する。

審査報告書

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年五月三十日

内閣委員長 塚田十一郎

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国家公務員共済組合等からの年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるほか、寡婦加算の額の引上げ並びに掛金及び給付の算定の基礎となる俸給の最高限度額の引上げ等を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法律案により、昭和五十三年度において必要な経費は約二百十三億六千八百万円であるが、このうち約十三億六千七百万円が昭和五十三年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

政府は、共済組合制度の充実を図るため、次の事項を実現するよう、なお一層努力すべきである。

一、国家公務員共済組合等及び公共企業体職員等共済組合からの既裁定年金については、実質的価値保全のための具体的対策を早急に進めること。

一、旧令、旧法による年金額については、引き続き改善を図ること。

一、共済年金の改定実施時期については、現職公務員の給与改定時期を考慮し、均衡を失しないよう配慮すること。

一、共済組合の長期給付に要する費用の国庫負担分については、厚生年金等の負担と異なつている現状にかんがみ、速やかに適切な措置を検討するとともに、短期給付に要する費用の負担についても、組合員の負担上限について配慮しつつ、適切な措置を検討すること。

一、公共企業体の共済組合の長期給付の財源方式については、他の公的年金制度との均衡を考慮して、負担区分を明確にして、健全な年金財政の実現を図ること。

一、遺族年金の給付水準については、さらにその改善を図ること。

一、家族療養費の給付については、他の医療保険制度との均衡を考慮しつつ、その改善を図ること。

八三一

一、国家公務員共済組合及び公共企業体職員等共済組合両制度間の差異について、早急に是正するとともに、長期勤続の公共企業体職員の退職手当について速やかに改善措置を講ずること。

一、共済組合の運営が一層自主的、民主的に行われるため、運営審議会において組合員の意向が充分に反映するよう努めること。

一、公共企業体職員等共済組合に関する制度について、学識経験者等により調査審議する機関の設置については、早急に行うこと。

審査報告書

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年五月三十日

内閣委員長 塚田十一郎

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額を恩給法等の改正内容に準じて改定するとともに、寡婦

加算の額の引上げ等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行に要する経費は、昭和五十三年度において約二百四十一億三千九百万円である。

附帯決議

政府は、共済組合制度の充実に資するため、次の事項を実現するよう、なお一層努力すべきである。

一、国家公務員共済組合等及び公共企業体職員等共済組合からの既裁定年金については、実質的価値保全のための具体的対策を早急に進めると。

一、旧令、旧法による年金額については、引き続き改善を図ること。

一、共済年金の改定実施時期については、現職公務員の給与改定時期を考慮し、均衡を失しないよう配慮すること。

一、共済組合の長期給付に要する費用の国庫負担分については、厚生年金等の負担と異なつている現状にかんがみ、速やかに適切な措置を検討するとともに、短期給付に要する費用の負担についても、組合員の負担上限について配慮しつつ、適切な措置を検討すること。

一、公共企業体の共済組合の長期給付の財源方式については、他の公的年金制度との均衡を考慮

して、負担区分を明確にして、健全な年金財政の実現を図ること。

一、遺族年金の給付水準については、さらにその改善を図ること。

一、家族療養費の給付については、他の医療保険制度との均衡を考慮しつつ、その改善を図ること。

一、国家公務員共済組合及び公共企業体職員等共済組合両制度間の差異について、早急に是正するとともに、長期勤続の公共企業体職員の退職手当について速やかに改善措置を講ずること。

一、共済組合の運営が一層自主的、民主的に行われるため、運営審議会において組合員の意向が充分に反映するよう努めること。

一、公共企業体職員等共済組合に関する制度について、学識経験者等により調査審議する機関の設置については、早急に行うこと。

右決議する。

審査報告書

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年五月三十日

文教委員長 吉田 実

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国・公立学校の教職員に係る年金の額の改定に準じて、私立学校教職員共済組合の規定による既裁定の年金の額を改定するとともに、既裁定年金の最低保障額の引上げ、標準給与の月額の上限及び下限の引上げ等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認めた。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行に要する経費として、昭和五十三年年度一般会計予算に六千八百五十二万六千円が計上されている。

附帯決議

私立学校教育の重要性和私立学校教職員共済組合の実情にかんがみ、政府は左記の事項について検討し、速やかにその実現を図るべきである。

一、長期給付に要する費用に対する国の補助率を百分の二十以上に引き上げるよう努力すること。

二、長期給付に対する日本私学振興財団の助成金について、必要な強化措置を講ずるよう努めること。

三、地方財政の実情にかんがみ、長期給付掛金に対する都道府県の補助を充実するため、必要な措置を講ずること。

四、短期給付に要する費用について国庫補助の措置を講ずるとともに、組合員に対する福利厚生事業の充実について、なお一層努力すること。

五、私立学校教職員の退職手当制度及び業務上の災害補償制度のあり方について速やかに検討を行うこと。

右決議する。

第二十四号中正誤

改正	
ベシ 段行	誤
七六 四三	わたって
七七 二三	衆議院
七九 二四	タンカー
七九 四四	確保を
七九 四四	確保と

昭和五十三年六月十四日 参議院會議録第二十五号

八三四

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目一番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四一(大内)

107